

給付金対策室の設置について

【目的】

定額減税と併せて実施する低所得者支援及び定額減税を補足する給付に関し、必要な体制を整備し、適切に給付することを目的とする。

【制度概要】

給付対象及び給付額

- | | |
|------------------------|--------------------|
| ①低所得者の子育て世帯への加算（子ども加算） | 給付額：5万円／児童 |
| ②R6新たに非課税等となる世帯 | 給付額：10万円／世帯 |
| ③定額減税しきれないと見込まれる所得水準の方 | 給付額：減税しきれないと見込まれる額 |

【組織体制】

企画財政部に「給付金対策室」を設置し、各課からの兼務により職員を配置する。

1 組織名称

企画財政部給付金対策室給付金対策担当

2 職員配置

室長：1名

室員：4名

※その他、状況に応じて各課からの兼務職員及び会計年度任用職員を配置

3 所掌事務

低所得者支援及び定額減税を補足する給付金に関すること

4 執務室

市役所4階会議室（旧政策室） ※当面の間

5 設置時期

令和6年2月1日